

果樹産地体質強化推進事業（市）のお知らせ

～乗用草刈機や高所作業車など果樹作業の軽減のための機械等への補助です。～

県内トップの果樹産地である横手市においても、高齢化や担い手不足の影響により、果樹経営面積が減少し続けています。面積の減少に歯止めをかけ、歴史ある産地を維持するため、負担の大きい果樹作業の軽減を図ることを目的に新しい事業を創設しました。

4月以降に納品、支払いを行うものを補助対象としますので、購入後・レンタル後の申請も可能です。1次募集の締め切りは5月26日（金）です。要望が多数の場合は、予算の範囲内での補助となりますので予めご了承ください。

<対象者及び要件>

1. 農業者及び農業法人

- (要件) ①果樹を生産販売していること
②経営面積を拡大する、または概ね5年間経営面積を維持することが見込まれること

2. 機械利用組合、JA等

- (要件) ①3戸以上の利用農家で組織される団体等であること
②規約や代表者の定めがある団体等であること

<補助率及び上限>

※要望が多数の場合、2台目以降は採択されないこともあります。

4/1以降に支払いを行うものが対象になります。

国・県に類似の事業がある場合は、国・県事業を活用することとします。

一般タイプ

※対象品目：りんご、洋なし、もも、ぶどう、おうとう

対象経費（購入及びレンタル、税抜）の 1/4 以内（1台あたり上限 **30** 万円）

【導入機械等の例】

高所作業車、乗用草刈機、選果機、スピードスプレーヤー、人工授粉機など

<事業の申込について>

- ・事業の実施計画書（申込書）は、市農林部農業振興課（旭川一丁目）または各地域局産業建設係に用意しています。
- ・申し込み時には、見積書の写しなど金額等が分かる書類を添付ください。
- ・1次募集の申込期限は、5月26日（金）です。
- ・予算を超える申し込みがあった場合は、予算の範囲内での補助となります。
- ・1次募集による要望が少なかった場合は、その後、随時申し込みを受け付け、先着順で採択を行います。

<問い合わせ先>

横手市農林部農業振興課

TEL 32-2113

FAX 32-4037

担当：作物振興係

佐藤 彩菜・齋藤